

どうなる公務員定年引き上げ

2023(令和5)年度から段階的引き上げ、給与は7割に

6月4日の国会で定年引き上げの国家公務員法改正案が成立しました。地方公務員は自治体ごとに条例で定めますが、国家公務員にあわせて引き上げられることとなります。

- ① 2023年度に60才になる者から2年ごと引き上げ、2031年に65才定年に移行。
- ② 60才の前に、継続の意思確認。退職でも当面の間は不利にならない退職金支給。
- ③ 61才からの再任用短時間勤務制度も設ける。
- ④ 60才からの給与は7割に抑制する
- ⑤ 60歳前後の給与を「連続的なものに」する

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止
(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

定年引き上げの背景

65歳まで完全無年金に、
一方で就労継続希望者も増加

定年引き上げの背景には、2000年の厚生年金法改悪で、年金支給が60歳から引き上げられ、男性は今年度退職者から65歳まで完全無年金となることがあります(女性は1966年4月2日生まれ以降の方)。

年金は基礎年金(国民年金)と厚生年金(会社員・公務員)の2の構成です。

年金法改悪の経過措置として、段階的に、厚生年金部分を「特別支給」として65歳以前に支給を開始していました。

60才以降に無収入となる可能性がある一方、就労継続の希望も少なくありません。これらの点から、一定の条件の下での定年引き上げは必要性が認められます。

年金支給開始時期

男女で特別支給の開始時期が異なります

生年月日(昭和)	受給できる年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳から
男 28年4月2日～ 30年4月1日	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)					老齢厚生年金
女 33年4月2日～ 35年4月1日						老齢基礎年金
男 30年4月2日～ 32年4月1日	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)					老齢厚生年金
女 35年4月2日～ 37年4月1日						老齢基礎年金
男 32年4月2日～ 34年4月1日	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)					老齢厚生年金
女 37年4月2日～ 39年4月1日						老齢基礎年金
男 34年4月2日～ 36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)					老齢厚生年金
女 39年4月2日～ 41年4月1日						老齢基礎年金
男 36年4月2日以降						老齢厚生年金
女 41年4月2日以降						老齢基礎年金

「特別支給」(例10数万円程度)が経過措置として、支給されています。男性1961年、女性1966年の4月2日生まれ以降は、特別支給がなくなり、65才まで完全無年金となります。

今回の引き上げ改正の問題点

しかし、今回の「改正」には大きな問題があります。

何より、60才から給与が7割に抑制されます。現行の再任用制度でも、6割以下に抑制される上に、扶養手当もなく、ボーナス支給月数も抑制されています。60才以降も、学校で重要な職務と責任を担い、定年以前と変わらない働きをする教職員も少なくありません。そもそも地方公務員法では「給与は、職責と責任に応ずるもの」出なければならないとしており、これを無視したものと看做される得ません。

さらに、「60才前後の給与を『連続的なものに』」としており、60前の給与を7割に抑制するものと言えます。

また、定年延長の職員も「定数内」として扱われますが、これが新規採用者の抑制につながりかねません。定数外とすることで、現役世代にも、延長世代にもプラスになる制度が必要です。

現役にも60才以降にも働きやすい職場になる条件整備を

大教組・枚方教組これからも取り組みます

枚方教組も加盟する全教・大教組は、定年延長について、以下の点を強く要求してきています。

- ① 「定数外での定年延長」とすることで、職場全体の業務負担軽減と新規採用者の拡充や、勤務継続者の働き続けられる条件を実現していくこと。
- ② 現状でさえ、時間外手当が支給されずに『タダ働き』され続けているなかで、定年前後の給与抑制ではなく、職務や責任に見合う給与を保障すること。
- ③ 60才以降の短時間勤務制度などが可能になるような条件整備を求めています。

枚方教組に加入して、力を合わせて

安心して、やいがいの感じられる働き方の実現を

給与や勤務条件は、労働組合と国、府、市との交渉の積み重ねによって決まってくる。組合の加入者がより多く、もっと力を持つことで、交渉をさらに有効に進めることができます。一方で、国、府、市は人件費の削減や社会保障の削減をさらに行おうとしています。

人間らしい・やいがいのある働き方の実現のためにも、とりわけこれから長く続く教員生活のためにも、若い人こそ、枚方教組に加入して、力を合わせて、勤務条件や教育のあり方を変えていきましょう。 **枚方教組組合加入フォーム⇒**



枚方市・教職員接種を8月以降開始の方針

6月4日に枚方市長記者会見の中で、ワクチン接種スケジュールを公表。この中で、教職員の優先接種を、当初の9月開始を、8月以降開始にすると、前倒しの計画を公表しました。

しかし、対象職員の範囲や接種方法などはまだ今後の課題となっています。